

鳥取県告示第98号

国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定に基づき、次のとおり国土調査の成果を認証したので、同条第4項の規定により告示する。

平成21年2月20日

鳥取県知事 平 井 伸 治

調査を行った者の名称	調査を行った時期	成果の名称	調査を行った地域	認証年月日
米子市	平成19年度から 平成20年度まで	米子市（淀江町稲吉の一部）の地籍図及び地籍簿	米子市淀江町稲吉の一部	平成21年2月20日
三朝町	平成18年度から 平成19年度まで	三朝町（大字鎌田及び大字余戸の各一部）の地籍図及び地籍簿	三朝町大字鎌田及び大字余戸の各一部	〃
〃	平成17年度から 平成19年度まで	三朝町（大字高橋及び大字東小鹿の各一部）の地籍図及び地籍簿	三朝町大字高橋及び大字東小鹿の各一部	〃
大山町	平成19年度から 平成20年度まで	大山町（長野、松河原及び下市の各一部）の地籍図及び地籍簿	大山町長野、松河原及び下市の各一部	〃